

## 東近江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

東近江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例

東近江市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年東近江市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中第17号を第20号とし、第12号から第16号までを3号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の3号を加える。

- (12) 緊急時呼出業務手当
- (13) 災害応急作業等手当
- (14) 災害地域派遣手当

第3条第1号中「前条第12号及び第13号」を「前条第15号及び第16条」に、「前条第14号」を「前条第17号」に改め、同条第2号中「1,000円」を「3,000円」に改め、同条第3号中「前条第17号」を「前条第20号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

職員の勤務の特殊性に応じた手当を支給するため、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。